

# 令和5年度第2回 契約・調達委員会 審査概要

<p>開催日時 及び場所</p>	<p>令和5年7月27日（木）12:57～13:45 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 公益財団法人日本陸上競技連盟内 A・B会議室</p>												
<p>出席委員</p>	<table border="0"> <tr> <td>世界陸上財団 事務次長（委員長）</td> <td>川瀬 航司</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>原澤 敦美</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>黒石 匡昭</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 総務企画部長</td> <td>田近 隆</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 財務部長</td> <td>前山 琢也</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 業務開発部長兼競技運営部長</td> <td>木島 暢夫</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（敬称略・計6名）</p>	世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司	弁護士	原澤 敦美	公認会計士	黒石 匡昭	世界陸上財団 総務企画部長	田近 隆	世界陸上財団 財務部長	前山 琢也	世界陸上財団 業務開発部長兼競技運営部長	木島 暢夫
世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司												
弁護士	原澤 敦美												
公認会計士	黒石 匡昭												
世界陸上財団 総務企画部長	田近 隆												
世界陸上財団 財務部長	前山 琢也												
世界陸上財団 業務開発部長兼競技運営部長	木島 暢夫												
<p>審査案件</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="82 1000 268 1145"> <p>件名1</p> </td> <td data-bbox="268 1000 1416 1145"> <p>ブダペスト大会を通じた東京PRに係る広告物掲出等業務契約</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="82 1145 268 1290"> <p>契約方法</p> </td> <td data-bbox="268 1145 1416 1290"> <p>特別契約</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="82 1290 268 1987"> <p>概要</p> </td> <td data-bbox="268 1290 1416 1987"> <p>令和5年8月19日から8月27日まで開催される世界陸上ブダペスト大会で、以下の方法により、次期開催地である東京のPRを実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 競技会場における「Tokyo Tokyo」のロゴを掲載した看板の掲出</li> <li>② 大会HPや電子チケット等への「Tokyo Tokyo」のロゴ掲載</li> <li>③ 競技会場内外の大型スクリーンにおける東京観光PR動画の放映</li> <li>④ 米国テレビを通じた東京観光PR動画CM放送</li> <li>⑤ 大会関係者に配布するウェルカムバックへの東京PRグッズの装入</li> </ul> </div> </td> </tr> </table>	<p>件名1</p>	<p>ブダペスト大会を通じた東京PRに係る広告物掲出等業務契約</p>	<p>契約方法</p>	<p>特別契約</p>	<p>概要</p>	<p>令和5年8月19日から8月27日まで開催される世界陸上ブダペスト大会で、以下の方法により、次期開催地である東京のPRを実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 競技会場における「Tokyo Tokyo」のロゴを掲載した看板の掲出</li> <li>② 大会HPや電子チケット等への「Tokyo Tokyo」のロゴ掲載</li> <li>③ 競技会場内外の大型スクリーンにおける東京観光PR動画の放映</li> <li>④ 米国テレビを通じた東京観光PR動画CM放送</li> <li>⑤ 大会関係者に配布するウェルカムバックへの東京PRグッズの装入</li> </ul> </div>						
<p>件名1</p>	<p>ブダペスト大会を通じた東京PRに係る広告物掲出等業務契約</p>												
<p>契約方法</p>	<p>特別契約</p>												
<p>概要</p>	<p>令和5年8月19日から8月27日まで開催される世界陸上ブダペスト大会で、以下の方法により、次期開催地である東京のPRを実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 競技会場における「Tokyo Tokyo」のロゴを掲載した看板の掲出</li> <li>② 大会HPや電子チケット等への「Tokyo Tokyo」のロゴ掲載</li> <li>③ 競技会場内外の大型スクリーンにおける東京観光PR動画の放映</li> <li>④ 米国テレビを通じた東京観光PR動画CM放送</li> <li>⑤ 大会関係者に配布するウェルカムバックへの東京PRグッズの装入</li> </ul> </div>												

審査案件

(案件1について)

○黒石委員

契約金額(5億円)についてだが、WAからこの金額は、最初から提示されたものか。それとも最初は予定価格を上回る金額を提示され、価格交渉をしたのか。

⇒ 所管部

最初からこの金額が提示された。

○原澤委員

本契約において、ロゴの商標権等をWAが第三者に譲渡できるような内容になっている箇所があるが契約書の内容を再確認してほしい。

仮に、その恐れがあるような内容になっている場合には、契約書を修正すべきである。

⇒ 所管部

改めて契約書の内容を確認したい。

【補足】

後日、契約相手のWAに確認したところ、WAが第三者にTokyoTokyoのロゴを譲渡する意図はなく、「契約書に記載の財団の権利を履行する目的に限り」ロゴ等を使用することが確認できたため、該当する契約書の文言をtransferable(譲渡可能)からsub-licensable(再許諾可能)に変更した。

○黒石委員

WAとの直接契約なので、金額の妥当性をどのように考えるのかが難しい案件である。前回見た予定価格の積算内訳を見ると、この契約金額は高くないと思うが、同種同規模の案件で、広告代理店を通した場合は更に費用を要するといったベンチマークはあるのか。

⇒ 所管部

広告代理店を通した場合のベンチマークは存在しないが、独自に積み上げを行った予定価格に対して、WAが提示する見積額が下回っていたため、金額は妥当であると判断した。

委員の主な意見  
(要旨)

(案件2について)

○前山委員

プロポーザル契約方式により事業者を選定し、都民等からロゴデザインを一般公募していくとのことだが、応募の目標数はどれぐらいを考えているのか。

⇒ 所管部

一人一件の応募条件とし、募集要項では、300件以上の応募を見込んでいる。

○原澤委員

応募条件として、同種事業の事務局運営経験だけでなく、ロゴ作成経験も要求しているが、ロゴ作成経験を要求する理由は何か。

⇒ 所管部

ロゴ作成の実績を求めたのはガイドラインの作成業務等も委託業務に含まれるので、ロゴの作成に関わる知的財産等の取扱いに精通した事業者が望ましいと考えたからである。

○黒石委員

本契約における事務局の運営業務については、事業者のノウハウや企画力が求められる場面はあまりないように思う反面、公募サイトの作成やPRロゴ動画の作成などの業務については、色々な知恵やアイデアが出てくるところだと思う。

こうした中で、プロポーザル方式の契約において、各事業者から良い企画提案が出される見通しはあるのか。

⇒ 所管部

本契約の業務のうち、多数の応募を募る広報のための企画業務などもクリエイティブな要素があり、また、個人情報管理や情報の秘匿を含め、事務局の運営業務からロゴの選定業務、そしてPR動画の作成までを一つの連続した業務とすることで、情報漏洩のリスクを避けたいと考えている。

今回下見積を徴取した6社とは、想定する業務内容について、何度も意見交換をしたが、プロポーザルで提示する金額の中で、各々、前向きな企画提案をしていただける意向を確認している。

委員の主な意見  
(要旨)

委員の主な意見  
(要旨)

○木島委員

契約方法はプロポーザル方式を採用するとしているが、ロゴ作成支援業務のような契約では、今後もプロポーザル方式を採用する考えなのか。

⇒ 事務局

契約方法の原則は競争入札であるが、財務規程や東京都が示したガイドラインの内容を踏まえ、その条件を満たすものについて、個別具体的に検討して、プロポーザル契約方式の採用の是非を判断していく。

○原澤委員

下見積りを算定した企業間（6社）において見積額に大きな開きがあるが、一番低い見積額付近に予定価格を設定することにより、入札数が少なくなったり、入札の多くが予定価格を超過したりする懸念はないのか。

⇒ 所管部

下見積りを算定した企業に対しては、ヒアリングや意見交換を通じて、コストをかけないで実施する方針を伝えている。そのうえで、各社から参加の意向が示されている。

また、予定価格そのものは公表しないが、プロポーザル契約では、募集要項で委託業務に係る提示額を公表するので、下見積り企業を含む応募企業には、その金額の範囲内で企画提案していただくことになる。